

令和 2 年度「自ら評価」検討資料

1 農薬

農薬（殺菌剤等）の腸内細菌への影響 … 1

2 微生物・ウイルス

Unicapsula seriolaeの有害性 … 2

3 遺伝子組換え食品等

GMO食品等に含まれるBacillus thuringiensis 毒による人体への長期影響 … 4

4 その他

(1) 昆虫食由来アレルゲン物質 … 5

(2) 食品中のグルテン … 7

(3) 食品中のカゼイン … 9

(4) 食品中のミネラル、ビタミンの欠乏 … 11

(5) 農薬、添加物、遺伝子組み換え食品等を排除した食生活と
通常の食生活の比較調査 … 12

5 複数分野に関連するもの（添加物/農薬/遺伝子組み換え食品等）

農薬、添加物等の複合影響検証 … 13

※網掛けを付している案件は、資料 3 - 5 の「Ⅲ 検討に際しての考え方」に基づき「自ら評価」の対象ではないと考えられるもの。

1. 農薬

農薬（殺菌剤等）の腸内細菌への影響

<p>①提案理由（提案者記載のまま）</p> <p>腸内細菌がヒトの健康に大きく影響を及ぼしていることは、発酵食品を適度にとることが健康増進・免疫力向上に繋がっていることから明らかです。</p> <p>一方、残留農薬の基準値は安全係数100で除しているため、健康にはリスクがないとみなされています。腸内細菌は、言うまでもなくマイクロなサイズで、例え薄まった農薬基準であっても、細菌への悪影響はないとは言い切れないのではないのでしょうか？</p> <p>過去、きちんと研究や検証した実績がないと思われるので、徹底的に検証して、安全なのかリスクがあるのか明確にさせていただきたく存じます。</p>
<p>②食品安全委員会での対応状況</p> <p>【食品健康影響評価】</p> <p>・農薬評価書「バリダマイシン」（令和2年9月）</p> <p>農薬等の食品健康影響評価においては、各農薬の特性に応じて要すれば、被験物質の腸内細菌叢への影響を評価している。例えば、バリダマイシン(殺菌剤)の農薬評価書では、バリダマイシンを投与したマウスの腸内細菌叢及び盲腸重量の変化に関する試験の結果等も踏まえて食品健康影響評価が行われADIが設定されている。</p> <p>【過去の「自ら評価」での審議】</p> <p>令和元年、自ら評価にて、残留農薬、添加物、遺伝子組換え食品が腸内細菌に与える影響を調査して、管理措置をとることを要望する提案があったが、具体的なハザードの記載がなかったことから、自ら評価の案件候補に該当しないと判断された。</p>
<p>③最近における健康被害の発生状況</p> <p>食品中に残留する農薬がヒトの腸内細菌に影響するとの情報は無い。</p>
<p>④リスク管理措置等</p> <p>【厚生労働省】</p> <p>食品衛生法第13条第1項で規定する食品に残留する農薬等の残留基準。</p> <p>【農林水産省】</p> <p>農薬取締法</p>
<p>⑤参考情報（主なもの）</p> <p>・提案者が根拠とする文献では、腸内環境に影響を及ぼす因子として、抗生物質の投与や乱用を挙げているが、残留農薬に関する記載はない。</p> <p>山城雄一郎, 「腸内細菌-宿主の健康と疾病への密接な関係」, 順天堂医事雑誌, 60(1), 25-34 (2014).</p> <p>・農薬を動物に投与すると腸内細菌叢に影響するとの論文は散見される。</p>
<p>⑥資料3-5のIIIに基づく記載（「自ら評価」の対象ではないと考えられる理由）</p>

2. 微生物・ウイルス

Unicapsula seriolaeの有害性

①提案理由（提案者記載のまま）	<p>毒性はまだ証明されていないが、カンパチの生食に伴う有症苦情事例とUnicapsula seriolaeとの間に関連性が示唆されているため</p> <ul style="list-style-type: none">・ヒトへの健康影響に関する情報 <p>喫食から発症までの時間：4～6.5時間 主症状：水様性下痢 重症者はおらず、短期間で回復している。</p> <ul style="list-style-type: none">・どのような食品にどの程度含まれているかや摂取の状況 <p>カンパチ刺身残品の5カ所から採取した検体はいずれもPCR陽性で、定量的には1.8×10^5乗～4.6×10^8乗copy/gであった。また、鏡検により5カ所中1カ所から2.4×10^6個/gの胞子が検出された。</p> <ul style="list-style-type: none">・流通状況 <p>生産地は国内（養殖）で、県内卸売市場および仕入れ先の販売店に関連する有症事例の情報は入っていなかった。</p>
②食品安全委員会での対応状況	<p>【食品健康影響評価】</p> <p>【リスクプロファイル】</p> <p>【過去の「自ら評価」での審議と概要】</p>
③最近における健康被害の発生状況	<p>【食中毒情報】</p> <ul style="list-style-type: none">・2018年1月、広島県内の宴会場を有する宿泊施設において、カンパチに寄生したKudoa属に近縁な粘液胞子虫Unicapsula seriolae（以下U. seriolae）の関与が疑われる集団有症事例が発生。有症者6人の症状は下痢必発（水様便、1回1人、2～5回3人、6回以上2人）、嘔気2人、渋り腹2人で、腹痛や嘔吐はなかった（文献1）。・平成27年：16事例193名、平成28年：10事例106名、平成29年（6月時点）：6事例96名（文献2）。
④リスク管理措置等	

⑤参考情報（主なもの）

【文献】

- 1) 丸山暁斗ら, 「カンパチに寄生したKudoa属に近縁な粘液胞子虫Unicapsula seriolaеの関与が疑われる集団有症事例-広島県, IASR, 39(12), 225-226 (2018).
- 2) 大西貴弘ら, 「カンパチの生食に伴う有症苦情事例残品中のUnicapsula seriolaekise寄生量の定量的解析の検討」, 食衛誌, 59(1), 24-29 (2018).
- 3) 鈴木淳, 「都内の粘液胞子虫がかかわる有症事例と魚介類の感染実態調査」, 日本食品微生物学会雑誌, 34(2), 84-88 (2017).

⑥資料3 - 5のIIIに基づく記載(「自ら評価」の対象ではないと考えられる理由)

3. 遺伝子組換え食品等

GMO食品等に含まれるBacillus thuringiensis 毒による人体への長期影響

<p>①提案理由（提案者記載のまま）</p> <p>ゲノム編集食品及び遺伝子組み換え食品に含まれているBT（Bacillus thuringiensis）Toxinにより長期の研究による人体への影響結果が示されていないため。日本国内にて、ゲノム編集食品及び遺伝子組み換え食品に含まれているBT(Bacillus thuringiensis) Toxinによる人体の影響が研究されておらず、一般消費者に対して、BT Toxinについて正確な報道が行われていないため。</p>
<p>②食品安全委員会での対応状況</p> <p>【食品健康影響評価】 遺伝子組換え食品等評価書（チョウ目害虫抵抗性ダイズMON87751系統など）</p> <p>【過去の「自ら評価」での審議と概要】 平成28年度、自ら評価案件で遺伝子組換え食品が提案されたが、評価済みとして案件候補にしないと判断された。</p>
<p>③最近における健康被害の発生状況</p> <p>遺伝子組換え食品等のBtタンパク質による健康被害の情報はなし 食品健康影響評価の依頼のあったBtタンパク質による害虫抵抗性を付与した遺伝子組換え食品については、申請品ごとにBtタンパク質が人工胃腸液試験により消化されることを確認しており、人への悪影響はないものと考えられる。（Assessment of the in vitro Digestibility of Cry1A.105 Protein in Simulated Gastric and Simulated Intestinal Fluids（評価書「チョウ目害虫抵抗性ダイズMON87751系統」）</p>
<p>④リスク管理措置等</p> <p>【厚生労働省】 ・遺伝子組換え食品の安全性に関する審査（食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号））</p>
<p>⑤参考情報（主なもの）</p> <p></p>
<p>⑥資料3-5のⅢに基づく記載(「自ら評価」の対象ではないと考えられる理由)</p> <p></p>

4. その他

(1) 昆虫食由来アレルゲン物質

①提案理由（提案者記載のまま）

現在の世界人口は約70億人であり、今後、増加の一途を辿り、2050年には98億人に達すると試算されている（国連 世界人口展望 2017）。現在は食糧の需給バランスが保たれているものの、人口増加に備えた食糧の増産が必要となる。しかしながら、農業人口の減少、環境問題、気候変動、水不足などのリスクが存在し、需給バランスが大きく崩れる可能性は否定できない。このような状況下、人間が摂取を必須とする3大栄養素の一つであるタンパク質は、畜産業、養殖業の飼料にも大量に使われることから、2025-30年には需要が供給を上回るという試算がなされている（日本経済新聞 2019/2/11）。そのため、今後、肉、魚、乳製品、穀類等の既存のタンパク質の増産以外に、これまで摂取する機会がなかった、もしくは少なかったタンパク源を直接あるいは間接的に摂取する機会が増えることは避けられない状況と言える。

昆虫は、アジアやアフリカ、日本の一部地域では昔から貴重な動物性タンパク源として摂取されてきた文化があり、また、単位重量当たり必要な飼料の量が肉類の半分以下、水の量が100分の1以下と試算され、環境負荷的にも優れたタンパク源である。実際に、国連食糧農業機関FAOは人口増加による食糧不足を考慮し、2013年に食用昆虫の積極利用を提言、2018年にはEUが昆虫を食糧として認可している。現在、北米、北欧において、昆虫はサステナブルなタンパク源としてトレンドとなりつつある。特にコオロギは、東南アジア、北米、北欧のみならず、日本国内においても、食用昆虫として販売する企業が存在し、徐々に市場の広がりが見られている。他に蜂の子、イナゴ、カイコの蛹、甲虫の幼虫なども広がっている。

このような直接、ヒトが昆虫を食するという流れが広がっていくためには、昆虫への忌避感の低減、コストダウン等の課題解決が必要と考えられるが、これらの課題が克服され、多くのヒトが長期間、多量に摂取するとなると、食品としての安全性の担保が不可欠となる。

また、直接ヒトが昆虫を食する以外にも、飼料に昆虫が含まれるエサを摂取した家畜や養殖魚を人が摂取することでも間接的に昆虫を摂取することになりうる。家畜や養殖の飼料には、動物性タンパク質に魚粉が使われることが多いが、魚粉の価格トレンドは年々上昇傾向にあり、安価な動物性タンパク質が求められている。そこで、魚粉代替のための動物性タンパク質として、昆虫も候補の一つになっている。昆虫飼料を摂取した肉・魚を、ヒトが食した場合には直接ではないが間接的に昆虫を摂取することになる。

このように、直接、あるいは間接的に昆虫を摂取した場合に、昆虫に含まれるアレルギー物質がヒトにどのような影響を及ぼすかの評価を行う必要があると考え、貴委員会の「自ら評価」にて評価実施頂きたく本案件に応募した。

②食品安全委員会での対応状況

【食品健康影響評価】

【過去の「自ら評価」での審議と概要】

令和元年、自ら評価で昆虫食が提案された。事務局より、健康被害に関する情報は得ていないこと、仮に評価を行う場合にも情報が不足しているため特定の生物種に限られることを説明、特段議論はなく、案件としないこととなった。

【その他】

令和3年度の調査事業により、代替たんぱく（昆虫食、代替肉等）について情報収集をおこなうこととしている。

③最近における健康被害の発生状況

昆虫食を原因とした健康被害の情報はなし。

④リスク管理措置等

⑤参考情報（主なもの）

【農林水産省】

・フードテック研究会中間とりまとめ（令和2年7月）において、「研究会での主な意見」として、昆虫飼料の規制・表示制度、昆虫食の基準・規格等についての意見が挙げられた。同年10月に設立されたフードテック官民協議会では、今後、昆虫飼料や昆虫食についても議論が行われる見通し。

【EFSA】

- ・新食品としてのヨーロッパエコオロギのリスクプロファイル(2018年)。
- ・スペイン消費食品安全栄養庁(AECOSAN)、昆虫の喫食に関連する微生物学的及びアレルギー性リスクに関する報告書(2018年)。
- ・欧州食品安全機関(EFSA)、食品及び飼料としての昆虫類の生産及び摂取に関するリスクプロファイル形式の科学的意見書(2015年)。

【文献】

・Norio Kamemura et al. "Cross-allergenicity of crustacean and the edible insect *Gryllus bimaculatus* in patients with shrimp allergy(エビアレルギー患者における甲殻類と食用フタホシコオロギの交差アレルギー反応について)", *Molecular Immunology*, 106, 127-134 (2019).

⑥資料3-5のⅢに基づく記載(「自ら評価」の対象ではないと考えられる理由)

4. その他

(2) 食品中のグルテン

①提案理由（提案者記載のまま）

発達障害の原因と考えられる。当院は内科小児科医院で、栄養療法（分子整合栄養医学）を行っているため発達障害児がきます。その中でIgG遅延型アレルギー検査にてグルテン、カゼインが強陽性になっている小児がとて多くその中でグルテンカゼインフリーを行った二人が愛護手帳を返納するまでに軽快している事例をもっている。この二例までとはいかないまでも軽快する例もあり、またミネラル栄養をよくすることで発達障害児がよくなる症例が多数あることから 食が発達障害の原因の一部と考えられる。

②食品安全委員会での対応状況

【食品健康影響評価】

- ・平成26年度、27年度、自ら評価、アレルギー物質を含む食品について審議。
- ・平成29年、アレルギーを含む食品に関するワーキンググループを設置。

【過去の「自ら評価」での審議と概要】

令和元年、自ら評価にて、グルテンが腸内環境を悪化させるという提案、及び他の症状との関連を示唆する提案があった。

グルテンの摂取により不調をきたす自己免疫疾患にセリアック病がある。グルテンを含む「小麦」はアレルギー表示義務の対象となっており、これにより体調に不調をきたす方に対しても食品に原因物質が含まれているという情報を提供しうることが報告された。

様々な健康影響に関する情報の真偽について事務局で情報収集した結果、公的機関からの知見、情報等を見出すことはできなかった。議論の結果、直ちに自ら評価すべき案件ではないことが確認された。

③最近における健康被害の発生状況

グルテンフリーの食事と小児の発達障害の関連は、インターネット等に医師の経験的な発信はあるが、公的機関による科学的報告書はない。

海外でのセリアック病患者数:

- ・米国 約300万人(米国食品医薬品庁による)

④リスク管理措置等

【消費者庁】

特定原材料としてアレルギーを含む食品に関する食品表示基準を設定。

<特定原材料(府令):表示義務(7品目)>

えび、かに、小麦、そば、卵、乳、落花生(ピーナッツ)

<特定原材料に準ずるもの(通知):表示を奨励(任意表示)(21品目)>

いくら、キウイフルーツ、くるみ、大豆、バナナ、やまいも、カシューナッツ、アーモンド等

⑤参考情報（主なもの）

グルテンについて

《海外のリスク評価の状況》

【EFSA】

表示を目的としたアレルギー性の食品及び食品原材料の評価に関する科学的意見書(平成26年)

【米国食品安全・応用栄養センター(CFSAN)】

- ・「セリアック病患者におけるグルテンばく露の健康被害評価」(平成23年):
- ・セリアック病を有する個人のグルテンのTDIについて、形態学的有害影響については
0.4 mgグルテン/日及び臨床的有害影響については0.015 mgグルテン/日と決定。

《海外のリスク管理の状況》

【Codex委員会】

・グルテン不耐症のための特別用途食品に関するコーデックス規格(CODEX STAN 118-1979、昭和54年採択、平成27年最終修正)。

【米国食品医薬品庁(FDA)】

・セリアック病の消費者への情報提供の観点から「グルテンフリー」表示規則を施行(平成26年)。

【欧州連合(EU)】

グルテン不耐症者への情報提供の観点から「グルテンフリー(gluten-free)」又は「低グルテン(very low gluten)」食品の表示要件を設定(平成26年)。

【英国国民保健サービス(NHS)】

- ・リーキーガット症候群に関して一般向けに情報提供(平成30年)。

アレルギーについて

【(一社)日本アレルギー学会】

・食物抗原特異的IgG抗体検査を食物アレルギーの原因食品の診断法としては推奨しないとする学会見解(平成27年)

【文献】

・全国小・中学生アレルギー疾患調査：小麦による有症率 6・7歳0.34%、13・14歳0.23%(平成29年)。松原優里ら、「日本における食物アレルギー患者数の推計：疫学調査の現状と課題」, アレルギー, 67(6), 763-773, (2018).

⑥資料3-5のⅢに基づく記載(「自ら評価」の対象ではないと考えられる理由)

4. その他

(3) 食品中のカゼイン

①提案理由（提案者記載のまま）

提案1：カゼイン摂取の中止により、アレルギーが治ったと聞いたことがあります。実際周り
の人で体調が良くなったと聞くこともありますが、現状まとまった検証はされていないよう
です。是非ともカゼインフリーが健康にどう影響するのか調査検証をお願いします。

提案2：発達障害の原因と考えられる。当院は内科小児科医院で、栄養療法（分子整合栄養医
学）を行っているため 発達障害児がきます。その中でIgG遅延型アレルギー検査にてグルテ
ン、カゼインが強陽性になっている小児がと多く その中でグルテンカゼインフリーを行っ
た二人が愛護手帳を返納するまでに軽快している事例も持っている。この二例までとはいかない
までも軽快する例もあり、またミネラル栄養をよくすることで発達障害児がよくなる症例が多数
あることから 食が発達障害の原因の一部と考えられる。

②食品安全委員会での対応状況

【食品健康影響評価】

- ・平成26年度、27年度、自ら評価、アレルギー物質を含む食品について審議。
- ・平成29年、アレルギーを含む食品に関するワーキンググループを設置。

【過去の「自ら評価」での審議と概要】

令和元年、自ら評価にて、カゼインが腸内環境を悪化させるとの提案があった。事務局より、提
案者の意図を考えると、カゼインではなく、牛乳中の乳糖に対する不耐症であると推測された。
また、カゼインを含む「乳」はアレルギー表示義務の対象となっており、これにより体調に不調
をきたす方に対しても食品に原因物質が含まれているという情報を提供しうることを説明し、自
ら評価の案件としないことが確認された。

③最近における健康被害の発生状況

カゼインフリーの食事と小児の発達障害の関連は、インターネット等に医師の経験的な発信はあ
るが、公的機関による科学的報告書はない。

④リスク管理措置等

【消費者庁】

特定原材料としてアレルギーを含む食品に関する食品表示基準を設定。

<特定原材料(府令):表示義務(7品目)>

えび、かに、小麦、そば、卵、乳、落花生(ピーナッツ)

<特定原材料に準ずるもの(通知):表示を奨励(任意表示)(21品目)>

いくら、キウイフルーツ、くるみ、大豆、バナナ、やまいも、カシューナッツ、アーモンド等

⑤参考情報（主なもの）

アレルギーについて

【EFSA】

表示を目的としたアレルギー性の食品及び食品原材料の評価に関する科学的意見書(平成26年)

【(一社)日本アレルギー学会】

・食物抗原特異的IgG抗体検査を食物アレルギーの原因食品の診断法としては推奨しないとする学会見解(平成27年)

⑥資料3-5のⅢに基づく記載(「自ら評価」の対象ではないと考えられる理由)

--

4. その他

(4) 食品中のミネラル、ビタミンの欠乏（鉄、たんぱく質）

①提案理由（提案者記載のまま）

鉄 蛋白欠乏が精神疾患の原因であることがあるから。当院での分子整合栄養医学での治療（鉄、蛋白等補充）で精神疾患が軽快する。通常の西洋医学では見過ごされる検査結果でミネラルビタミン量の評価ができる。通常の先生は知らない。だから精神科にあって薬漬けなる。この精神科の薬漬けを治すためにも食を重視したい。

【食品健康影響評価】

【過去の「自ら評価」での審議と概要】

③最近における健康被害の発生状況

④リスク管理措置等

【厚生労働省】

【農林水産省】

⑤参考情報（主なもの）

厚生労働省及び農林水産省において、「食生活指針」（平成12年3月文部省、厚生省、農林水産省策定）を策定。これを具体的な行動に結び付けるものとして、日本人の食事摂取基準を参照に平成17年6月に「食事バランスガイド」を作成・公表し、1日に「何を」「どれだけ」食べたらよいかの目安を分かりやすくイラストで示している。

⑥資料3-5のⅢに基づく記載（「自ら評価」の対象ではないと考えられる理由）

リスク評価の問題ではないもの（表示、監視・指導等の制度や、摂取 態様・使用方法に関するもの）

4. その他

(5) 農薬、添加物、遺伝子組み換え食品等を排除した食生活と通常の食生活の比較調査

①提案理由（提案者記載のまま）

個々人レベルで、人工合成物質を摂取しなくなるとアレルギー症状が治ったとかグルテン摂取を制限したら発達障害が治ったという事例は聞きますが、まとまった検証はなされていない状況です。

まずは疫学調査でそれぞれの健康状態に有意差が出てくるのか検証をお願いします。調査設計や実施にあたっては、それなりの困難はあるとは思いますが、有意差がないなら国民の不安解消に繋がりますし、有意差があれば、基準を見直すことにより、国民は安心します。できない理由を提示するのではなく、検証する(国民が安心する)ためにはどうすれば良いかというスタンスでお願いします。

②食品安全委員会での対応状況

【食品健康影響評価】

農薬、添加物、遺伝子組換え食品について、個別にリスク評価を実施。

【過去の「自ら評価」での審議と概要】

③最近における健康被害の発生状況

④リスク管理措置等

【厚生労働省】

【農林水産省】

⑤参考情報（主なもの）

⑥資料3-5のⅢに基づく記載(「自ら評価」の対象ではないと考えられる理由)

5. 複数分野に関連するもの（添加物/農薬/遺伝子組み換え食品等）

農薬・添加物の複合影響の検証

①提案理由（提案者記載のまま）

2019/6/6に公示されたパブコメの結果(「食品衛生法施行規則の一部を改正する省令(案)」(アルゴン等の添加物への指定)及び「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(案)」(アルゴン等の規格基準の設定)に寄せられた御意見について)において「そもそも、人工添加物、残留農薬、遺伝子組換え物質は食品から出来る限り排除するのが基本と考えております。が、既に数え切れないほどの物質が認められており、その認可に当たっては、物質単品での影響分析や限量設定がなされているにすぎません。全く添加物等が認められていない状態で新たに1物質の影響を確認するのであれば、現状のようなやり方でいいのかもしれない。しかしながら、複数物質の相互作用・累積影響まで踏み込んで検討しているとは見受けられません。日本国民の健康を担保するために、食品から摂取する可能性のある全ての添加物等の複合影響を確認した上で認可をするようお願いいたします。」

というコメントに

「平成18年度に内閣府食品安全委員会が行った「食品添加物の複合的影響に関する情報収集調査」(<https://www.fsc.go.jp/fsciis/survey/show/cho20070330001>)の報告書によれば、「現在、食品添加物はADI(ヒトがある物質を毎日一生涯にわたって摂取し続けても、現在の科学的知見からみて健康への悪影響がないと推定される1日当たりの摂取量)の考え方を基本として個別に安全性が審査されているが、複合影響の可能性を検討する際にもこのアプローチは有効であり、個々の食品添加物の評価を十分に行うことで、食品添加物の複合影響についても実質的な安全性を十分確保することが可能であると考えられた。」とされております。今後も個々の食品添加物の評価を十分に行い、適切な添加物指定等を行います。」

という回答がされました。

このH18年の資料を拝見しましたが、資料のスタンス自体が「安全なはず」という風に偏って感じられたことと、すでに13年経過していることもあり、改めて各種の複合影響について検証すべきではないかと思われまます。

くれぐれも「複合影響についての不安や疑問に答えるようなデータは現在ほとんど整備されておらず、しかも添加物の組合せが無数にあることから、複合影響を考慮した安全性試験を設計したとしても、実施することは現実的に極めて困難である。」のような、やり方が難しいからやらないと逃げるのではなく、「難しいけれども、リスクを検証するために、まずは〇〇のやり方で検証する」という方向でご検討をお願いします。

②食品安全委員会での対応状況

・複数の化合物へのばく露については、現段階では国際的にも、評価手法として確立したものではなく、検討段階にあることから、現段階では総合的な評価は困難であると考えます。

FAO/WHOでは、JMPR(FAO/WHO合同残留農薬専門家会議)やJECFA(FAO/WHO合同食品添加物専門家会議)において、複数の化合物へのばく露に対するリスク評価手法について検討することとされていることから、引き続き、最新の情報収集に努める。(チエンカルバゾンメチルに係る食品健康影響評価に関する審議結果についての意見・情報の募集に対する回答)

【食品健康影響評価】

・添加物に関する食品健康影響評価指針では、添加物を複数摂取した場合のリスクに関する知見がある場合は、必要に応じて評価を行う、としている。

	<p>【過去の「自ら評価」での審議と概要】 令和元年、自ら評価にて残留農薬、添加物が多種入っている遺伝子組換え食品の健康影響評価について提案された。事務局より、複合ばく露について健康被害に関する情報を得ていないこと、また化学物質の複合ばく露について、国際機関、海外政府機関においても、その評価手法等について検討が行われているが、確立されたものはなく、評価することは現時点で技術的に困難な状況であることを説明し、自ら評価の案件としないことが確認された。</p> <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成18年度、農薬の複合影響評価法に関する文献調査、食品添加物の複合影響評価法に関する文献調査を実施。 ・令和2年度、食品中の化学物質への複合ばく露に関する情報収集調査を実施中。
③最近における健康被害の発生状況	
④リスク管理措置等	
⑤参考情報（主なもの）	<p>≪国内のリスク評価の状況≫</p> <p>【環境省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「平成24年度化学物質複合影響評価手法検討調査業務報告書」（平成25年3月） <p>【国立環境研究所】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「化学物質評価・管理イノベーション研究プログラム(重点研究プログラム)平成23～27年度」
	<p>≪海外のリスク評価の状況≫</p> <p>【経済協力開発機構(OECD)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「複数の化学物質への複合ばく露リスクを評価するための考察文書」（平成31年2月） <p>【FAO/WHO】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「FAO/世界保健機関(WHO)合同食品添加物専門家会議(JECFA)の第88回会合のサマリーレポート」（令和元年11月） <p>【EuroMix(複数の化学物質の混合物に関するリスク評価のための新手法の開発などを目指すプロジェクト)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「化学物質混合物のリスク評価をサポートするためのモデルとデータのEuroMixツールボックスに関する文書案」（令和元年5月） <p>【EFSA】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「複数の化学物質への複合ばく露のヒトの健康、動物衛生及び生態系リスク評価のための、調和化された手法に関するガイダンス」（平成31年3月） ・「成分に基づく手法を用いた複数の化学物質のヒトのリスク評価に関するテクニカルレポート」（令和2年1月） ・「神経系への急性影響、及び甲状腺への慢性影響を及ぼす農薬の累積摂食リスクの判定に関する報告書」等(令和2年4月)
⑥資料3-5のⅢに基づく記載(「自ら評価」の対象ではないと考えられる理由)	